企画・制作＝日本経済新聞社クロスメディア営業局

広　告

下請取引適正化推進シンポジウム2015

～コンプライアンスの強化と企業間取引の適正化～ 札幌編（全国5会場で開催）

下請取引の適正化は、日本企業の大部分を占める中小企業の経営を左右する重要な課題だ。親事業者によるコンプライアンス（法令順守）体制の整備・強化が求められる。11～12月にかけて全国5会場（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）で開催した「下請取引適正化推進シンポジウム2015」には、下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）の順守に取り組む親事業者が登場。下請取引の適正化に向けた具体的な取り組みを紹介した。

基調講演　下請代金法とコンプライアンスの取り組みについて

弁護士 **高橋善樹氏**

コンプライアンスを現状より強化するためには、まず、下請代金法違反の原因を探り、その原因を除去することが必要である。違反原因としては、第一に下請代金法の理解不足により違反を認識していない場合、第二に違反の認識はあるが、是正を先延ばしにする例などが挙げられる。

第一の原因を除去するためには、下請代金法を正しく理解することが必要だ。下請代金法は、下請取引における優越的地位の乱用を迅速かつ効率的に取り締まるために、独占禁止法の補完法として制定された。親事業者が取引上の地位を利用して、下請事業者に不利益を押しつける買いたたきや支払い遅延など典型的な乱用行為を11類型に絞り、同法の適用対象となる要件を事業者の資本金と取引内容で定め、迅速に改善指導や勧告を行うことにより是正する制度を設けたのである。

法内容を正しく理解し違反あれば自ら是正を

従って、下請代金法の解釈・運用は独禁法と比べて形式的・画一的に行われる。また、下請事業者は親事業者の要求を受け入れざるを得ない関係にあるので、合意があっても許されない。不当な減額の典型とされる分引きや割り戻しなども合意があるから許されると誤解している事業者の違反例は多い。

次に、違反の認識はあるが是正を先延ばしにする例は、例えばプログラム変更費用がかかったり、下請事業者が負担していた費用を親事業者が負担したりする場合に、一時的に親事業者の負担が増加するため、親事業者が違反の是正をちゅうちょしたり、先延ばしにする場合が見られる。この場合は、親事業者の経営者のコンプライアンス意識を高めることが有効である。親事業者の現場担当者だけでなく、経営者にシンポジウムやセミナーへの参加を勧めたい。

また、業種別ガイドラインを利用するなど業界を挙げて下請取引の適正化を推進する啓蒙活動も重要である。親事業者は下請代金法を正しく理解し、違反行為を予防するとともに、万一違反行為を発見したら、ただちに自ら是正する姿勢を貫くことが大切である。

パネルディスカッション　コンプライアンスの強化と企業間取引の適正化を目指して　昭和電工／日本電気

◆パネリスト

昭和電工 購買・SCM部 企画管理グループ マネージャー　**中山俊夫氏**

日本電気 調達本部　**高山知靖氏**

太樹法律事務所 弁護士　**高橋善樹氏**

北海道経済産業局 中小企業課長　**竹田雅博氏**

◆ナビゲーター

フリーアナウンサー　**原田知恵氏**

竹田　日本では全事業者の99・7％を中小企業が占めており、北海道では就業者の約85％が中小企業に勤務している。下請中小企業の売上高に占める下請取引額も大きい。親事業者が率先して自社内のコンプライアンス体制を強化し、下請代金法や消費税転嫁の違反行為を防ぐことが、下請事業者の利益保護と親事業者の発展につながっていく。

――コンプライアンス強化のきっかけについて聞きたい。

中山　公正取引委員会の指導を受けたことをきっかけに、2004年から体制強化を進めてきた。法令違反は企業の信用にかかわる問題だ。経営トップが法令順守の意識を明確に打ち出すことで取り組みが加速した。

高山　近年、企業の社会的責任（CSR）が強く意識されるようになり、法令違反に対する社会の目も厳しくなっている。当社では、トップが常日ごろから「コンプライアンス最優先」と、社員にメッセージを発信して、法令順守を徹底している。経営トップが本気であることを示すことは、社員の順法意識の徹底に欠かせない。

高橋　下請取引のコンプライアンスは、購買や経理など社内の一部が熱心で、ほかの部門の意識はさほど高くない例もある。コンプライアンスが最優先であるという認識をいかに社内に浸透させ、全社を巻き込んで取り組みを推進するかがポイントだ。

中山氏

竹田　経営トップが法令順守の徹底を明確に打ち出し、様々な機会を通じて社内に順法意識を浸透させる必要がある。

――取り組みを進めるうえでどんな苦労があったか。

中山　問題点を指摘するだけでは、現場に「やらされている」感じが生まれてしまう。そこで「監査」を「実態調査」と言い換えるなど、現場と一緒に考える姿勢を大切にしている。その結果、現場からの相談も増えた。

高山　各部門やグループ会社に配置している順法推進者の不安を取り除き、下請代金法の習熟度のばらつきを解消するのに腐心した。何でも相談できる環境を整え、丁寧に対応することで順法推進者に自信がつき、自発的に教育・啓発活動に取り組むようになった。

竹田　コンプライアンス強化のため担当者を決めるのは有効だと思う。しっかり対話し、なぜその役割が必要なのか理解してもらうことが大切だ。

高山氏

高橋　法令順守の意識が高まると、現場で少しでも疑問に感じることがあれば確認するようになる。その変化が違反を未然に防ぐ大きなポイントだ。

――取り組みの結果、取引先から反応はあったか。

竹田氏

現場目線で課題解決に取り組む　中山氏
丁寧な対応で自発性を引き出す　高山氏
企業規模に応じて最適な対策を　高橋氏
取引の適正化が地域経済支える　竹田氏

高山　適切な下請取引に努めており、下請取引に関する疑義などは特に寄せられていない。適切な取引ができているものと考えている。

中山　すべての取引先とのパートナーシップを強化するため、当社からアンケートをお願いしている。回答を踏まえて購買担当者などが相手企業を訪問し、改善点などを話し合う。取引先も率直に語ってくれるようになった。

竹田　取引先と対話する機会をつくるのは有意義だ。現場同士だからこそ気付くこともある。親事業者が率先して問題点を聞き取り、改善していく姿勢が大切だ。

高橋　下請事業者が親事業者に改善を求めるのは容易ではない。現場間での対話などを通じて、日常的な取引に埋もれている問題が自然と解消されていくような関係をつくることが望ましい。

――今後、コンプライアンス体制の強化に取り組む企業にアドバイスをお願いしたい。

高山　現場の疑問に真摯に向き合わなければ体制は機能しない。当局の講習会や教材を活用して法律を正確に理解し、現場目線で対応を重ねていくことが大切だ。

中山　本社だけでなく、各事業所や関係会社にも下請取引管理責任者を置いて体制強化を進めている。コンプライアンスに虎の巻はない。教育・啓蒙を継続し、改善を続けていくことが重要だ。

高橋　体制づくりといっても人員や予算の都合もある。取引適正化のために何が必要か要点を押さえて、企業規模に応じた対策を講じることが肝心だ。コンプライアンスは経験がものを言う場面も多い。人事異動などで担当者が変わる際には、ノウハウの蓄積まで引き継ぐ工夫が必要になる。

竹田　法律には改正もある。「下請かけこみ寺」なども活用して疑問を解消し、違反を未然に防いでほしい。地域経済を支えているのは中小企業だ。親事業者と下請事業者はウィンウィンの関係を目指し、取引の適正化に取り組んでほしい。

原田氏

企業の取り組み事例　五十音順

クボタ　現場に寄り添い取り組み推進

法務部と工場などの資材購買部門の部門責任者で構成する下請法部会を中心に、法令順守活動を展開している。例えば営業・製造などの周辺部門が下請代金法の基礎知識を習得するため、初級レベルの研修会を各工場で開催。今年度はすでに13事業所で実施した。一般の従業員が参加できる研修も本社などで定期的に開いている。

実務レベルの研修では、日々の資材購買業務に関する事前アンケートに基づいて、疑問点を解消する相談会を開催。法務部と実務担当者が直接対話する機会をつくり、より実務的・現実的な対応策を検討する。

法務部は部門責任者と連携し、毎年の書面監査と数年に一度の実地監査も担う。潜在的な違反リスクをいち早く発見し、対策を練ることが狙いだ。有用な情報を発信するため季刊「下請法通信」を発行し、よくある質問への回答などもグループで共有している。

昭和電工　統括部門のリードで地道に実施

素材メーカーである当社グループには下請事業者が約900社あり、取引の多くは製造委託だ。そこで2004年に下請代金法の主管部門を購買・SCM部に移し、法務・知的財産部がサポートする統括部門を整えた。

下請代金法順守に向けた取り組みでは、まず事業所での自主管理体制の構築を進めた。各事業所に下請取引責任者を配置し、責任者の下で自主チェックするとともに、当局の立ち入り検査などに対応している。

統括部門は、①業務の標準化（業務マニュアルの作成など）②事業所へのサポート業務（法令解釈、実務での疑問に対する相談窓口）③教育・啓蒙活動（コンプライアンス研修会や社内講習会の実施など）④社内監査（各事業所での実態調査の実施など）――に取り組んでいる。そのほか下請取引に該当するか判定するシートを提供するなど、地道な活動を続けて法令順守を徹底している。

日本電気　法令順守活動を継続的に展開

当社はコンプライアンス徹底のために、①規範②体制③教育・情報発信――の3つの柱を設けている。グループ行動規範にのっとり、順法推進体制を整えて、リスクコンプライアンス活動を実施。全社向けのグループ教育や専門家を迎えてのイベントなどを開催し、社内への教育・情報発信を実施している。

調達部門における下請代金法の順守体制は、本社およびグループ会社に順法推進者を設置。事務局が教育資料などを提供し、彼らを中心に順法推進活動を展開している。

下請代金法順守の取り組みでは、まず階層別社員教育や各部門・会社内での教育を実施。法令順守状況の点検活動では、自主点検に加え、本社からの実地点検も行う。下請代金法に関する最新動向の把握やグループ内への浸透にも気を配る。これら3つの取り組みを継続的に展開することで下請取引の適正化を図っている。

三井情報　代金法を必須教科に社員研修

2009年に中小企業庁から指摘を受け、短期間に改善を進めた。まず、下請事業者への振込手数料をすべて当社で負担するように変更した。契約の中身が下請取引に該当するのか判断する手間を省く狙いもある。

次に納品後60日以内の支払いについて。これも下請事業者を含め、すべて納品月末締め、翌月末日払いに変更した。当初からの担当である購買部門に加え、業務管理部門、経理部門、情報システム部門からなる会議体を立ち上げることで、ほぼ4カ月で運用方法の見直しから体制の強化、取引の適正化まで実現した。

体制強化の取り組みは、社員教育と支援監視体制、グループ強化の3点からなる。新人社員研修では下請代金法を必須教科とし、ウェブも活用。支援監視では請求書を必ず入手するように努めるなど、グループ全体で法令順守を徹底している。

凸版印刷　経営トップ主導で体制を強化

当社は社内の憲法と位置付ける「行動指針」に下請取引の適正化を明記し、経営トップの強力なリーダーシップにより取り組みを推進してきた。具体的には、現場での旗振り役として「行動指針推進リーダー」を事業部ごとに配置。今年度は約800人を選任した。「行動指針ケースブック」や「下請法遵守マニュアル」など社内で作成したテキストを使い、法令順守の徹底を図っている。

下請取引の適正化に向けた取り組みでは、全社共通の発注システムを構築して注文書の記載漏れや事後発行を防止。定期的に社員教育を実施するとともに、実際の勧告事例をグループ全体で共有している。下請事業者向けの通報窓口として「サプライヤーホットライン」も開設した。法令順守の状況は定期的に経営陣や監査役会に報告しており、下請取引の適正化は経営課題であるとの認識で一連の取り組みを改善・強化している。

レンゴー　倫理委員会中心に法令順守推進

法務部やコンプライアンス推進室などが事務局を務める倫理委員会を中心に法令順守の取り組みを推進している。例えば、イントラネットに「コンプライアンスの部屋」という専用ページを開設。「下請法遵守マニュアル」や下請取引で使用すべき書式類の見本など、下請代金法順守のために必要な情報を掲載している。

発注から支払いまでの業務システムを使って下請代金法に違反しないよう取り組んでいるが、やむを得ず独自の発注書式を利用した場合は、場所や責任者を決めて保管するようにしている。

法務部員が工場を訪ねて下請代金法監査を実施した際は、取引内容の確認だけでなく、具体例を用いて担当者にあらためて法律内容を説明した。また、チェックリストや親事業者への書面調査を活用して、工場の取引状況を把握しながら下請取引の適正化に努めている。

中小企業の相談窓口「下請かけこみ寺」のご案内

全国47都道府県（48カ所）に設置している『下請かけこみ寺』では、「納品後に代金の値引きを求められた」「支払日が過ぎても代金を支払ってもらえない」など取引に関する中小企業の様々な悩みの相談に相談員や弁護士が親身になって応じ、問題解決に向けたアドバイスを無料で行っています。秘密は厳守します。ご活用ください。また、消費税転嫁等に係る取引上の相談にも応じています。

消費税転嫁に関するご相談はこちら 0120・300・217

その他のご相談はこちら 0120・418・618

中小企業庁のホームページでは、下請代金法違反の防止に向けた社内体制の整備方法や取り組み事例を紹介する「下請取引コンプライアンス・プログラム」のほか、下請代金法の講習会の情報など下請取引適正化に関する情報を掲載しています。
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html

■主催：経済産業省中小企業庁

■後援：公益財団法人全国中小企業取引振興協会、全国中小企業団体中央会、日本経済新聞社

本特集の東京・大阪・名古屋・福岡編は中小企業庁のサイトでご覧いただけます。

http://www.chusho.meti.go.jp/　中小企業庁　検索